

## 歩いて行ける集いの場 「ふれあいサロン」に参加してみませんか

市内26か所でふれあいサロンを開催しております！

### 「ふれあいサロン」ってなに？

各地域で高齢者の生きがいや社会参加、健康づくり、閉じこもり防止を目的に、各サロンで企画・運営をしています。また、講話や軽体操、茶話会、レクレーション、小物づくりなどの活動を定期的に開催し、楽しく気軽に交流できる場です。

### 誰が参加できるの？

市内にお住まいの方であれば参加できます。

### 開催場所はどこですか？

地域の公民館や寺院、福祉センター、介護保険施設などです。

### ■市内のふれあいサロン一覧

| 名 所               | と き            | と ころ            | 開催時間           | 名 所               | と き     | と ころ             | 開催時間           |
|-------------------|----------------|-----------------|----------------|-------------------|---------|------------------|----------------|
| ニコ25サロン           | 25日            | 輪中の郷            | 午前10時～正午       | 鳥ヶ地光福会            | 第1～4火曜日 | 服部輝雄邸            | 午前9時～11時       |
| いここサロン            | 15日・25日        | 長寿の里・十四山        | 午後1時～3時        | てらカフェ五明           | 第3水曜日   | 證玄寺              | 午前9時～11時       |
| ほっこりカフェ           | 第3水曜日          | 十四山総合福祉センター食堂   | 午前9時30分～11時30分 | 駅前サロンかがやき         | 第1月曜日   | 旧アニュー弥富          | 午前9時30分～11時30分 |
| 集い場ローズ            | 第2土曜日          | デイケアローズ         | 午前10時～正午       | ふれあいサロン南          | 第1・3金曜日 | 中六公民館            | 午前10時～正午       |
| ときめきサロンエソラ弥富      | 第4土曜日          | リハビリデイサービスエソラ弥富 | 午後2時～4時        | にここサロン下之割         | 第2月曜日   | 下之割公民館           | 午前10時～正午       |
| 又八・楽平ふれあいサロン      | 第4水曜日          | 又八・楽平公民館        | 午後1時30分～       | 前ヶ平ふれあいサロン会       | 第3木曜日   | 前ヶ平公民館           | 午後1時～3時        |
| 鮫ヶ地生き生きサロン        | 第2火曜日<br>(変更有) | 鮫ヶ地公民館          | 午前9時30分～       | カフェサロン海老江         | 第2火曜日   | 海老江公民館           | 午前10時～正午       |
| 佐古木ふれあいサロン<br>福寿草 | 第1水曜日          | 佐古木公民館          | 午前10時～正午       | 中川ふれあいサロン<br>ほほえみ | 第3金曜日   | 中山公民館            | 午前10時～正午       |
| 楽荘オレンジふれあいサロン     | 第2・4月曜日        | 楽荘公民館           | 午前9時～11時       | サロン前ヶ須            | 第2火曜日   | 前ヶ須公民館           | 午前10時～正午       |
| にこやかサロン笑輪会        | 第2月曜日          | ポプラ台集会所         | 午後1時30分～3時30分  | 令和サロン会            | 第2・4木曜日 | 四郎兵衛公民館          | 午前10時～正午       |
| カフェかおるが丘          | 第2・4木曜日        | かおるが丘集会所        | 午後1時30分～3時30分  | 五之三カフェ            | 第1水曜日   | 新田川平公民館<br>金樹寺会館 | 午前9時～11時       |
| まちかふえ中川           | 第3水曜日          | 中川コミュニティセンター    | 午前10時～午後2時     | ふれあいタカサゴ          | 第4木曜日   | 竹田公民館            | 午後1時30分～4時     |
| 前・車新田ふれあいサロン      | 第3火曜日          | 前新田公民館          | 午前10時～正午       | ふれあいサロン芝井         | 第2金曜日   | 芝井公民館            | 午前9時30分～11時30分 |

注) 開催日時など変更になる場合があります。

### Q. 参加費は必要ですか？

無料から300円必要です。各サロンにより違いがあります。

### Q. ふれあいサロンに参加してなにか良いことはありますか？



人との交流や地域活動への参加によって健康寿命を延ばすことにもつながります。ふれあいサロンを利用して介護予防に努めましょう。

### 新しいふれあいサロンを開催してみませんか。

市では包括支援センターや生活支援コーディネーターと運営についてサポートします。「ふれあいサロン」についてご質問がありましたらお気軽にご相談ください。

問 市役所介護高齢課(内線 172)、地域包括支援センター ☎65-5521、ささえあいセンター ☎43-4165

## ご利用ください 高齢者・障がい者福祉サービス

令和2年度分の受け付けを3月25日(水)より開始します。

### ■福祉タクシー料金の助成

#### 高齢者

介護認定を受けられたまたは運転免許返納された高齢者の方が外出に利用する際のタクシー料金の一部を助成します。

▼対象者 市内に住所を有する在宅の方で、次の①または②に該当し、かつ③～⑤に該当する方

- ①介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けた方もしくは、基本チェックリストによる事業対象者
- ②75歳以上の運転免許返納者
- ③介護保険施設などに入所していない方
- ④自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方
- ⑤心身障がい者福祉タクシー料金助成を受けていない方

▼利用券の交付枚数 年間 36 枚

▼助成金の額 基本料金および迎車回送料金に相当する額

▼申請に必要なもの ◎介護保険被保険者証 ◎運転経歴証明書または取消通知書(平成28年4月1日以降に交付されたもの)※②の対象の方に限ります。 ◎障がい者手帳(身体、療育、精神)※手帳の交付を受けている方に限ります。

申・問 市役所介護高齢課(内線 172・173)、十四山支所地域福祉グループ ☎52-2111



#### 障がい者

心身に障がいのある方で、対象者に該当する方がタクシーを利用される場合、その料金の一部を助成します。

▼対象者 市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方(施設に入所されている方、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方は除きます。)

- ①身体障がい者手帳 1 級～3 級の方 ②療育手帳 A、B 判定の方 ③精神障がい者保健福祉手帳 1 級、2 級の方

▼利用券の交付枚数 年間 48 枚

▼助成金の額など

| 区分              |         | 利用可能枚数             | 助 成 額                                                              |                                      |
|-----------------|---------|--------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 一般タクシー          |         | 1 回の乗車につき<br>2 枚まで | 1 枚目 基本料金(障がい者割引分を控除した額)および迎車回送料金<br>2 枚目 基本料金(障がい者割引分を控除した額)相当分まで |                                      |
| リフト付き<br>タクシーなど | 車椅子     | 1 回の乗車につき<br>1 枚   | 1,500 円                                                            | ただし、実際に要した額がそれぞれに満たないときは、<br>実際に要した額 |
|                 | ストレッチャー |                    | 2,000 円                                                            |                                      |

※リフト付きタクシーなどを利用の場合の助成については、寝たきりの状態または車椅子を使用している重度障がいの方に限ります。

▼申請に必要なもの 障がい者手帳(身体、療育、精神)

申・問 市役所福祉課(内線 163)、十四山支所地域福祉グループ ☎52-2111

### ■給食サービス

高齢者や重度の障がい者の方に、自宅へのお弁当の配達サービスまたは総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室においての食事代の一部を助成します。

▼対象者 市内に住所を有する高齢者(おおむね 65 歳以上の方)または重度の障がい者

(身体障がい者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A 判定、精神障がい者保健福祉手帳 1 級)で、次のいずれかに該当する方

- ①高齢者のみの世帯 ②重度の障がい者のみの世帯 ③高齢者と重度の障がい者のみの世帯

▼実施内容 次のどちらか一つの方法を選び申請してください。なお、実施方法の年度内の変更はできません。

①自宅へお弁当を配達

日曜日から土曜日(週 7 回まで)の昼食時に、自宅にお弁当が配達されます。その際、配達業者に一食につき 400 円をお支払いください。

※現在、お弁当の配達サービスをご利用の方につきましては、今回は申請の必要はありません。

②総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室において飲食をするときの利用券

1 か月当たり 800 円分(200 円×4 枚)の利用券を交付し、その利用券で食事などをしていただきます。なお、1 回に使用できる枚数は 1 枚(200 円)ですので、差額分については各自負担してください。

▼申請に必要なもの ◎年齢確認が出来るもの ◎障がい者の方は、障がい者手帳(身体、療育、精神)

▼その他 総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室において利用券で食事などをされる方は、本人確認のため総合福祉センター・十四山総合福祉センター利用証や障がい者手帳など本人確認ができるものを同時に提示してください。

申・問 市役所介護高齢課(内線 172・173)、十四山支所地域福祉グループ ☎52-2111